

専決処分第 1 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 2 3 年 5 月 3 1 日

四万十町長 高 瀬 満 伸

平成 2 3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 0,0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。